

秩父市女性職場環境改善補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、女性にも選ばれる職場となるため、女性のための職場環境の改善に向けて積極的に取り組む市内の中小企業に対し、予算の範囲内において、秩父市女性職場環境改善補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「埼玉県多様な働き方実践企業」を受け、又は「埼玉県 S D G s パートナー」若しくは「埼玉県男性育休推進宣言企業」に登録されていること。
- (2) 第 1 号に規定する認定又は登録を受けていない者であって、補助金の交付決定の日から起算して 1 年以内に認定又は登録を受けることができるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認めるもの
- (3) 過去 3 年間に労働関係法令に違反する重大な事実がある者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる取組（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 女性専用の更衣室、休憩室若しくは授乳室の設置又はトイレの改修等の環境整備
- (2) 女性管理職の積極的な登用又は女性管理職候補者の育成
- (3) 労務担当者又は従業員に対する女性活躍推進に係る研修、周知及び啓発
- (4) 外部専門家によるコンサルティングの導入
- (5) 就業規則又は労使協定の見直し

(6) 前各号に掲げるもののほか、女性のための職場環境改善に向けた取組

- 2 補助対象事業に取り組む期間は、第7条に定める交付決定を受けた日から、当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末までとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付は、補助対象事業に要する経費に対して行うこととし、その額は、別表第1の基準により算定した金額とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 補助金の交付は、申請年度内において、1事業者につき1回を限度とする。

- 3 事業者が、同一年度に、同一の措置内容に対して、国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む。）等の交付を受けている場合には、補助金の交付を受けることはできないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第2のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、原則として認めないものとする。

(1) 人件費

(2) 交際費

(3) 事業所の運営に係る経常的な経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと市長が認める経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、秩父市女性職場環境改善補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは秩父市女性職場環境改善補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないと認めたときは秩父市女性職場環境改善補助金不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、秩父市女性職場環境改善補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に

提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、秩父市女性職場環境改善補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、変更後の交付決定額は、前条第1項の規定により決定した交付額を超えないものとする。

3 前項の規定により変更決定をする場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の中止）

第9条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに秩父市女性職場環境改善補助事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の実績報告）

第10条 交付決定事業者は、補助対象事業を完了した日から30日を経過した日又は第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日までに、秩父市女性職場環境改善補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、秩父市女性職場環境改善補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合において、確定する交付額は、第7条の規定により決定した交付額（第8条第2項の規定により変更の承認を受けたときは、当該変更後の交付決定額）を超えないものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により交付額確定の通知を受けた交付決定事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、秩父市女性職場環境改善補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金の支給を行うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第9条の規定による中止届の提出があったとき。
- (5) 補助対象事業において改善の成果が認められないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、秩父市女性職場環境改善補助金交付決定取消・返還通知書（様式第9号）により通知するとともに、既に補助金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	補助率	上限額
第 3 条に掲げる取組	5 0 %	1, 0 0 0, 0 0 0 円

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	内 容
報償費	外部専門家（社会保険労務士、経営コンサルタント等）への相談料、研修会等の講師謝礼等
旅 費	研修会等の講師旅費、資格取得に係る旅費等
消耗品費	資格取得に係る教材費等
印刷製本費	各種制度周知用パンフレット、研修用教材等の印刷費等
役務費	資格取得に係る手数料（テキスト代を含む。）等
委託料	研修会開催に係る委託料等
使用料及び賃借料	研修会等に係る会場使用料等
工事費	トイレ洋式化に係る工事費、更衣室設置に係る工事費等
備品購入費	温水洗浄便座、更衣用ロッカー等の購入費等 (税込み 1 0, 0 0 0 円以上のものに限る。)
その他	その他市長が適当と認める経費

※消費税及び地方消費税については、助成対象外とする。